令和８年（フ）第１８１９号
神奈川県藤沢市高倉639番地の８　コスモＡＯＩ長後303
債務者　小澤　弘隆
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９２６号
横浜市泉区和泉中央南１丁目25番54号　サンコーポＢ―201
債務者　長谷川洋平
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１６２号
横浜市鶴見区梶山２丁目36番28―101号
債務者　玉城アレクサンドラこと　タマシロ　サバラ　アレックス　サンドラ（ＴＡＭＡＳＨＩＲＯ　ＺＡＢＡＬＡ　ＡＬＥＸ　ＳＡＮＤＲＡ）
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２３８号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅６街区２棟202号
債務者　栗田　京司
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２３９号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅６街区２棟202号
債務者　楠山紀美子
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３１１号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地80―410
債務者　岩本　和男
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３６９号
横浜市磯子区岡村６丁目５番58―101号
債務者　山本かおる
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４０４号
横浜市港南区日野南４丁目22番20号　ニューエクセレントハウス港南台203
債務者　齋藤さやか
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４３４号
横浜市保土ケ谷区常盤台27番３―108号
債務者　吉沢　勇太
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４３６号
横浜市緑区中山１丁目29番４―105号
債務者　阪田　一樹
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４５６号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目４番２―1404号
債務者　園田すみ子
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４７１号
横浜市磯子区滝頭１丁目４番56号　ベイルーム滝頭202号
債務者　川北　優夏
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４７７号
横浜市港北区日吉本町３丁目７番２号　サンメゾン105
債務者　矢沢　文雄
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４９１号
神奈川県高座郡寒川町岡田４丁目16番21号　ハイム東岡田102号
債務者　芝山　洋子
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４９４号
横浜市港南区港南１丁目16番29号　ヒルズマーメイド103
債務者　澤口　吉子
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５０６号
横浜市港南区大久保１丁目20番45号
債務者　金子　将雄
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部